

品川区外部の労働者等からの公益通報に関する要綱

制定 平成19年 8月22日 教育長決定

要綱第13号

改正 令和4年10月11日 教育長決定

要綱第14号

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の定めるところにより、外部の労働者等からの法に基づく公益通報を適切に処理するための、基本的事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令順守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部労働者等 法第2条第1項各号に規定する者であつて、区職員以外のものをいう。
- (2) 相談 具体的な事実を示さず、公益通報に関して助言を求める行為をいう。
- (3) 所管課 通報対象事実に係る処分、勧告等に係る事務を行う課または所をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(通報に係る処理)

第3条 外部労働者等から通報対象事実に係る通報を受けた教育委員会事務局の課または所（以下「受付課」という。）は、次の各号に掲げる場合を除き、当該通報を第1号様式により受け付けなければならない。この場合において、受付課は、通報を行った外部労働者等（以下「通報者」という。）の秘密が保持される旨を説明したうえで、通報内容となる事実の把握に努めるものとする。

- (1) 通報内容が真実でないことが通報時において明らかなきとき。
- (2) 通報内容が著しく不分明なきとき。
- (3) 通報者が、通報対象事実に関係する外部労働者等でないとき。

2 受付課は、前項の規定により受け付けた通報に係る所管課であるときは、当該通報を第5条の定めるところにより処理し、所管課でないときは通報者に対し第2号様式（口頭で行われた通報にあつては口頭）により所管課または処分、勧告等の権限を有する他の行政機関（以下「他の行政機関」という。）を教示しなくてはならない。

3 受付課は、前項の規定により所管課を教示したときは、第1号様式により通報に係る処理を当該所管課に引き継ぐものとする。

4 受付課は、第2項の規定により他の行政機関を教示したときは、通報および教示の事実を当該他の行政機関に伝達するよう努めるものとする。

5 受付課は、処分、権限等の権限の所在が不明である場合にあっては、庶務課と協議のうえ、これを処理するものとする。

(相談に係る処理)

第4条 外部労働者等からの相談を受けた教育委員会事務局の課または所は、庶務課と協議のうえ、これを処理するものとする。

(公益通報としての受理等)

第5条 所管課は、通報が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、これを法に基づく公益通報として受理するものとする。

(1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行われた通報でないこと。

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす通報であること。

ア 通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること。

イ 通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると通報者が思料し、かつ、通報者が次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を提出していること。

(ア) 通報者の氏名または名称および住所または居所

(イ) 当該通報対象事実の内容

(ウ) 当該通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると思料する理由

(エ) 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

2 所管課は、通報を公益通報として受理したときは、通報者に対し、第3号様式により、受理した旨および処理に必要な期間等を遅滞なく通知するものとする。

3 所管課は、通報を公益通報として受理しないときは、通報者に対し、第4号様式により、受理しない旨または情報提供として受け付ける旨およびその理由を遅滞なく通知するものとする。

(公益通報に係る調査等)

第6条 所管課は、受理した公益通報において、調査が必要であると認めたときは、遅滞なく事実確認のための調査を開始しなければならない。

2 調査に従事する者は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに、利害関係人の営業秘密、信用、名誉およびプライバシー等に配慮しなければならない。

3 所管課は、公益通報に利害関係のある者を調査に関与させてはならない。

4 所管課は、調査終了後、調査の結果を通報者に対し第5号様式により通知しなければならない。この場合において、通知は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業の秘密等に配慮したうえで行わなければならない。

(是正措置の実施)

第7条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「是正措置」という。）を講じなければならない。

2 所管課は、是正措置を講じたときは、通報者に対し第6号様式により遅滞なく通知するとともに、庶務課に対し報告するものとする。

(通知に係る例外)

第8条 第5条第2項および第3項、第6条第4項ならびに前条第2項の規定に関わらず、通報者が通知を希望しない場合および匿名による通報の場合には、通知を行わないものとする。

(再発防止等)

第9条 所管課は、通報対象事実の再発および通報者に対する不利益な取扱いを防止するため、対象となる事業者を十分に監督するよう努めなければならない。

(報告)

第10条 受付課および所管課は、毎年4月30日までに、庶務課に対し、前年度における通報および相談について報告しなければならない。

(協力義務)

第11条 課または所は、公益通報について、他の行政機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

公益通報受付票および処理経過票

通報日時	年 月 日 時 分	担当課・担当者	
通報の方法	電話・電子メール・FAX・郵送・面会・他 ()		
通報者名		連絡先	
区分	社員 (部署: 役職:)・パート・アルバイト・派遣労働者・退職者 取引先 (取引関係: 社名: 部署:)・他 ()		
通報内容	①事業者: _____ 部署: _____ ②不正の内容: (いつ) _____ (どこで) _____ (どのような) _____ ③不正事実は (生じている・生じようとしている・その他 ()) ④対象となる法令違反等 _____ ⑤証拠書類等 (有 (書面・テープ・フロッピー・その他 ())・無) ⑥本通報窓口以外への通報・相談の有無 (有 (上司・その他 ())・無) ⑦特記事項 _____ _____		
処分権限	有 ・ 無	教示先機関	
留意事項			
通報者への連絡方法	電話 (自宅・職場・携帯・他 ())・メール (自宅・職場・他 ()) FAX (自宅・他 ())・郵送 (自宅・職場・他 ())・他 ()		
通報者への通知	受理・不受理・情報提供・他 () 月 日 ・ 不要		

《通報事実の検討》

通報対象事実を裏付ける証拠等は	十分・不足 ()
通報者への証拠等の追加の要請	月 日 電話・メール・郵送・面談・他 ()
通報者からの証拠等の追加の提供	有 ()・無 月 日
調査の必要性 (要否) の有無	有 ()・無 月 日
調査開始の決定日	月 日

《調査の実施》

調査をする必要性の有無	有 ・ 無	調査担当者	
調査内容	①調査対象者： _____ 部署： _____		
	②ヒアリング対象者： _____ 部署： _____		
	③調査項目： _____ _____		
	④調査結果： _____ _____		
調査結果は法令違反行為に	該当する・該当しない	調査完了の通知	月 日

《是正措置の実施》

是正措置案の作成	月 日	是正措置の実施	月 日
措置内容	_____ _____ _____		
社内処分等の有無 (分かる範囲で)	有 (懲戒(内容: _____)・その他(_____)) 無 (理由: _____)		
社内処分等の実施	月 日	是正措置完了の通知	月 日

《事後の確認》

通報者に不正の目的は	(有 (他人を貶める目的・脅迫・その他 (_____)))・無		
事後のチェック	通報者に不利益な扱いは	(有 (懲戒等・差別取扱い (人事・給与・労働契約内容) ・雑務従事・その他 (_____)))	
確認日	月 日	不正行為は再発	している・していない

《処理経過》

	日付	通報者への通知日・方法	
通報受付	年 月 日	年 月 日・不要	
受理・不受理・情報提供の決定 (通報者への通知)	年 月 日	年 月 日	
調査要否決定	年 月 日	年 月 日	
調査開始	年 月 日	/	
調査完了	年 月 日		
是正措置の完了	年 月 日	年 月 日	
事後確認日	年 月 日	/	
通報者へのフォロー	年 月 日		

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長

通報先となる行政機関について（通知）

年 月 日付に行われた通報について、品川区教育委員会は処分、勧告等の権限を有しておりません。本件通報につきましては、下記の行政機関が通報先となりますので通知します。

記

1 通報の内容		
2 通報先となる行政機関	名称	
	所在地	
	電話	
3 その他		

第3号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

品川区教育委員会

教育長 印

公益通報の受理について（通知）

年 月 日付に行われた通報について、公益通報者保護法第2条に定める公益通報として受理しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 通報の内容および対象事業者	
2 調査の実施について	実施する・実施しない（理由 ）
3 調査期間について	
4 その他	

備考

- 1 調査は、公益通報者が特定されないよう十分に配慮し、実施します。
- 2 公益通報者は、公益通報者保護法により、公益通報をしたことを理由とする解雇等から保護されます。

第4号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

品川区教育委員会

教育長

印

通報に関する取扱いについて（通知）

年 月 日付に行われた通報について、下記のとおり公益通報者保護法に規定する公益通報として受理しないこととしましたので通知します。

記

1 通報の内容	
2 公益通報者保護法に規定する公益通報に該当しない理由	1 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的があるため 2 通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当な理由がないため 3 通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると通報者が思料し、かつ、通報者が次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を提出していないため （ア）通報者の氏名または名称および住所または居所 （イ）当該通報対象事実の内容

	<p>(ウ) 当該通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると思料する理由</p> <p>(エ) 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由</p> <p>4 その他の理由 ()</p>
<p>3 その他(情報提供として受け付けるときはその理由等)</p>	

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区教育委員会
教育長

印

公益通報に係る調査結果について（通知）

第 号で受理しました公益通報に係る調査が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査期間および経過	
2 調査対象となる事業者	
3 調査結果	1 法令違反行為が（生じている・生じようとしている）と認められましたので、法令の規定に基づく是正措置を実施します。 2 法令違反行為は認められませんでした。 3 その他（ ）
4 認められた法令違反行為の内容	
5 調査担当	
6 その他（資料等）	

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区教育委員会

教育長 印

公益通報に係る是正措置について（報告）

第 号で受理しました公益通報に係る法令違反行為について、下記
のとおり是正措置を実施しましたので報告します。

記

1 法令違反行為の内容		
2 是正措置について	対象事業者	
	実施日	
	内容	
3 その他（資料等）		